

善通寺市障がい者活躍推進計画の実施状況

機関名	善通寺市消防本部
任命権者	善通寺市消防長
評価期間	令和7年度
目標に対する達成度	
1 採用に関する達成度	<p>【目標】業務の特殊性から、障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>【実績】障がい者雇用の推進に関する理解を促進するよう努めた。</p>
2 定着に関する達成度	<p>【目標】不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>【実績】令和7年度対象者はいなかった。</p>
取組に対する実施状況	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務部秘書広報課長を選任した。</p> <p>○組織外の関係機関（香川労働局、丸亀公共職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関）と連携体制を構築している。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員資格認定講習を1名が受講した。</p> <p>○障がい者からの相談等に対しては、職場の上司、支援機関、主治医等と連携することで、問題解決に向けた協議、対応を行うこととしている。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○継続的に職務の選定及び創出についての検討を行っている。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障がい者に対しては、所属長や障害者職業生活相談員による面談等を通じて職務の遂行状況や必要な配慮等を把握することとしている。措置を講じる際には障がい者の要望を踏まえ、適切に行うよう努める。
(2)募集・採用	○消防吏員は障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員であり、障がい者に限定した募集・採用は困難である。
(3)働き方	○年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進し、体調管理をしながら継続して勤務できる環境整備に努める。
(4)その他の人事管理	<p>○必要に応じて臨時面談を実施し、業務の状況把握や体調配慮等を行うこととしている。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等による障がい者となった者をいう。）について、職務選定、職場環境、通院への配慮等に努める。</p>
4 その他	

	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進している。
--	--

※害の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。